

## 【ご注意】

本書面には、以下の3つの規約を掲載しています。

- ① 「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約」  
株式会社日産フィナンシャルサービスが定める規約です。  
日産ゼロ・エミッションサポートプログラムに関する事項を規定しています。
- ② 「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプション会員規約」  
日産自動車株式会社が定める規約です。  
日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプションに関する事項を規定しています。  
この規約は、日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプションにご加入の方のみに適用されます。
- ③ 「カーウイングス会員規約（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版）」  
日産自動車株式会社が定める規約です。  
日産ゼロ・エミッションサポートプログラムのサービスのうち、カーウイングスのサービスに関する事項を規定しています。

## 日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約

本規約は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が第2条に定める会員に対してクレジットカードの付帯サービスとして提供する「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム」に係る一切の關係に適用します。

### 第1条（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム）

1. 日産ゼロ・エミッションサポートプログラム（以下「本プログラム」という。）とは、当社が第2条に定める会員資格を有するお客様に対して提供する、クレジットカードの付帯サービスをいいます。
2. 本プログラムの会員（以下「会員」という。）は、本会員規約の定めに従い、本会員規約に定める各サービス（以下「サービス」という。）を受けることができるものとします。

### 第2条（会員、契約事務手数料）

1. 会員とは、次の各号のすべてに該当する方で、本会員規約を承認のうえ当社に対して当社所定の申込書により本プログラムへの入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
  - (1) 当社が発行する日産カードの本人会員又は法人会員（但し、日産法人カード Visa・MasterCard 及び日産カードコーポレートの法人会員を除く。）であること。なお、本プログラムの入会申込みと同時に日産カードの入会を申込み、日産カード会員資格を取得した場合を含むものとします。
  - (2) 日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）が製造する当社所定の電気自動車（但し、事業用自動車を除き、以下「電気自動車」という。）の所有者名義又は使用者名義が会員名義であること。
2. 本プログラムの入会申込みは、会員が購入した又はリースで借受けた電気自動車が会員に納車されるまでの間に限るものとし、当社所定の販売会社を経由して申込みを行うも

のとします。

3. 本プログラムを付帯した日産カード（ハウスカードに限る。）を日産カード Visa 又は日産カード MasterCard に切替える場合、本プログラムは切替後の日産カード Visa 又は日産カード MasterCard の付帯サービスとして引継ぐものとします。引継を希望しない場合、会員は第7条第3項の定めに従い、退会手続を行うものとします。
4. 会員は、本プログラムに入会したときは、当社所定の契約事務手数料を支払うものとします。

### 第3条（会員証及び充電サービスカード）

1. 当社は、会員に対し、電気自動車1台につき1枚の会員証及び1枚の充電サービスカード（第4条第1項第3号に定める充電器利用サービスを利用するための認証カードとして、日産自動車が発行するカードをいい、以下「充電サービスカード」という。）を貸与します。会員証の有効期限は、会員証に記載するものとし、有効期限を過ぎた場合は、第4条に定めるサービスを受けることはできません。
2. 会員証の所有権は当社に帰属し、充電サービスカードの所有権は日産自動車に帰属します。
3. 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証及び充電サービスカードを使用保管するものとします。
4. 会員は、会員証及び充電サービスカードを第三者に譲渡、貸与し、又は担保を設定することはできません。
5. 会員は、会員証又は充電サービスカードを紛失した場合、速やかにその旨を当社に報告するものとし、会員証又は充電サービスカードの再発行手数料として、所定の手数料を支払うものとします。

### 第4条（サービス）

1. 会員が受けることのできるサービスは、次のとおりとします。なお、第3号の充電器利用サービスについては、カード認証機器（以下「充電コントローラー」という。）付の充電器の場合、充電サービスカードが会員に貸与された後に利用できるものとします。
  - (1) メンテナンスサービス及びEV診断（EVバッテリー使い方診断・コンピューター診断）
    - イ. 当社が提供するメンテナンスサービス及びEV診断（EVバッテリー使い方診断・コンピューター診断）を受けることができます。但し、メンテナンスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとし、メンテナンス項目は会員証記載のとおりとします。
    - ロ. メンテナンスサービス利用時は、当社がメンテナンス業務を委託する販売会社（会員証に記載するものとし、以下「担当販売会社」という。但し、住居移転等により会員の申出に応じてメンテナンス業務を委託する販売会社を変更したときは、当該変更後の販売会社を担当販売会社とする。）に会員ご自身で電気自動車のお持込、お引取をお願いします。
    - ハ. EV診断（EVバッテリー使い方診断・コンピューター診断）は、メンテナンスサービス利用の際に、担当販売会社で受けることができます。
    - ニ. 会員証に記載のない点検、修理その他の追加整備費用、車両引取費用、納車費用、車検時諸費用（自賠責保険料、重量税、印紙代、検査代行手数料等）は、会員が担

当販売会社に直接お支払いください。

## (2) カーウイングス

- イ. カーウイングス専用車載通信ユニット (TCU [Telematics Communication Unit]) を搭載した電気自動車の場合には、日産自動車を提供する「カーウイングス」サービスを受けることができます。但し、本サービスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとします。
- ロ. 会員は、「カーウイングス」サービスの利用にあたり、日産自動車が定める「カーウイングス会員規約 (日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版)」及び以下のホームページに掲載された「日産ゼロ・エミッションファンド会員規約」を遵守することを承諾し、本プログラムへの入会と同時に、日産自動車のカーウイングス会員になるものとします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/OWNERS/RULES/ZEFUND/>

## (3) 充電器利用サービス

- イ. 日産自動車及び日産自動車と販売特約店契約を締結している販売会社 (以下「日産販売会社」という。) が提供する充電器利用サービスを本項ロ. 及びハ. に定める条件において、無償で利用することができます。但し、本サービスの対象となる自動車は、会員証記載の電気自動車に限るものとします。
- ロ. 本サービスは、日産販売会社の店舗のうち、充電器の設置された店舗で受けることができるものとし、当該店舗、充電器の利用可能時間、その他利用条件等の詳細は、日産自動車の以下のホームページに掲載するものとします。なお、本サービスの1回あたりの利用時間に制限がある場合や、利用日・利用時間等によって有償となる場合がありますので、詳しくは日産販売会社の店舗でご確認ください。  
【URL】 <http://www.nissan.co.jp/POI/>
- ハ. 充電コントローラー付の充電器の場合、充電コントローラーに充電サービスカードを読取らせることにより本サービスを利用することができますので、必ず充電サービスカードをご用意ください。
- ニ. 充電器には、急速充電器と普通充電器があります。急速充電器は普通充電器よりも短時間での充電が可能ですが、他のお客様が急速充電器を使用中の場合は、普通充電器のご利用をお願いする場合があります。
- ホ. 他のお客様が充電器を使用中の場合、本サービスのご利用をお待ちいただくことがあります。

## (4) レンタカー割引サービス

- イ. 株式会社日産カーレンタルソリューション及びそのフランチャイジーが提供する日産レンタカーを、50%割引 (他の割引制度との併用はできません。) で利用することができます。但し、割引の対象は基本料金のみとし、免責補償料、日産安心サポートサービス (NAS)、NOC サポートプラン、各種オプション料金は割引の対象外となります。また、P 4クラス未満の小型乗用車、W 3クラス未満のワゴン車、C 0クラスの商用車、T 2クラス未満のトラック等、一部割引の対象外の車種がありますので、事前にご確認ください。
- ロ. 貸渡店舗と異なる店舗でのご返却 (乗捨て) はできません。
- ハ. 本サービスを利用する場合は、日産レンタカーの予約センターで事前予約が必要です。空車がない場合等、レンタカーの利用をお断りする場合があります。
- ニ. レンタカー料金は、日産カードでお支払いいただきます。

ホ. レンタカーの貸渡については、株式会社日産カーレンタルソリューション及びそのフランチャイジーが定める貸渡約款にご同意いただき、当該貸渡約款を適用します。

(5) 日産カードスーパーレスキューコール 24 に基づく費用補償の増額サービス

当社が提供する日産カードの付帯サービス「日産カードスーパーレスキューコール 24」に基づくレッカー牽引費の費用補償額の上限額を、5万円に増額します。但し、会員証記載の電気自動車について「日産カードスーパーレスキューコール 24」を利用する場合に限るものとします。

2. 会員は、サービスの提供を受けるにあたり、サービス提供者の求めがある場合は、その求めに応じて直ちにサービス提供者に会員証もしくは充電サービスカードを提示又は会員番号を申告するものとし、会員証もしくは充電サービスカードの提示又は会員番号の申告がない場合は、サービスの提供を受けられない場合があることをあらかじめ承諾します。
3. 当社以外のサービス提供者が提供するサービスについて、当社は何ら責任を負わないものとします。当該サービスに関する紛争については、当該サービスのサービス提供者と会員との間で解決するものとし、会員は当社に対し、何らの請求又は苦情申立てを行わないものとします。

#### 第5条（会費）

1. 会員は、当社所定の会費を毎月当社に支払うものとします。
2. 第7条第1項又は第2項による会員資格喪失の場合は、資格喪失日の属する月の末日までの会費をお支払いいただくものとします。また、第7条第3項による退会の場合は、会員が会員証を当社に返却した日の属する月の末日までの会費をお支払いいただくものとします。
3. 会費の支払は、日産カードによる決済とし、カードご利用代金とあわせてお支払いいただきます。
4. 会員がサービス提供者所定の各サービスに係る利用規約等に違反しサービスの提供を受けることができない場合、又は会員がサービスの全部又は一部を利用しない場合（会員資格喪失、退会によりサービスを利用できない場合を含む。）でも、理由のいかんを問わず、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。

#### 第6条（規約及びサービスの変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することができ、会員は、変更後の本規約を遵守するものとします。
2. 当社及び当社以外のサービス提供者は、必要に応じて、本プログラムのサービスの利用条件等を変更し、又は本プログラムのサービスを追加・廃止・変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。この場合、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾します。

#### 第7条（会員資格の喪失、退会）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 会員が本プログラムを付帯した日産カードを退会したとき。

- (2) 会員が本プログラムを付帯した日産カード Visa 又は日産カード MasterCard を、日産カード（ハウスカード）に切替えたとき。
- (3) 会員が本プログラムを付帯した日産カードの会員資格を喪失したとき、又は当該日産カードが利用停止となったとき。
2. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの催告なく当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 会員証記載の電気自動車の所有者名義及び使用者名義のいずれもが会員の名義と異なることが判明したとき。
  - (2) 申込内容に虚偽があったとき。
  - (3) 本規約に違反したとき。
  - (4) その他、当社が会員として不相当と判断したとき。
3. 会員は、いつでも当社所定の退会届を当社に提出のうえ会員証を当社に返却することにより、本プログラムを退会することができます。但し、会員が会員証を当社に返却し、かつ第5条に定める会費を支払ったときに、退会となるものとします。なお、充電サービスカードについては、当社の指示する方法に従い、返却又は裁断のうえ破棄するものとします。
4. 会員証記載の電気自動車を譲渡、買い替え、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には退会とならないものとし、会員は、前項に基づき速やかに退会手続を行うものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失し又は退会した場合、各サービス提供者に対して支払うべき金銭債務を負担しているときは、直ちに当該サービス提供者に当該債務を支払うものとします。
6. 会員は、会員資格喪失後、退会手続に伴い会員証を当社に返却した後は、本プログラムに基づくサービスの提供を受けることはできません。

#### 第8条（変更の届出）

1. 会員は、入会申込時に届出た住所、氏名、電話番号、登録番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続を行うものとします。なお、各サービス提供者に対する変更手続が必要な場合、会員は各サービス提供者に対してそれぞれ変更の届出を行うものとします。
2. 前項の届出を行わないことにより、会員が不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負わないものとします。

#### 第9条（個人情報の取扱）

1. 会員の個人情報の取扱については、日産カードの会員規約に定めるほか、次の各号の規定によるものとし、会員はこれに同意します。
  - (1) 当社は、日産自動車その他のサービス提供者から会員の本人確認、会員の資格確認等の確認を求められた場合（日産自動車から、日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプションの入会資格の確認を求められた場合を含む。）は、当該確認を行うために必要な範囲で会員の個人情報を当該サービス提供者に提供するものとします。
  - (2) 当社は、会員が会員資格を喪失した場合又は退会した場合、日産自動車その他のサービス提供者に対して、その事実を通知することができるものとします。会員が前

条第1項に基づき変更手続を行った場合も同様とします。

(3) 当社は、次の場合に、他のサービス提供者、日産販売会社及び日産自動車の関連会社（本号において「他のサービス提供者等」という。）に対し、会員の個人情報（第4条に定めるサービスの利用状況等を含む。）を提供することができるものとします。

イ. 他のサービス提供者等が、会員に対し、電気自動車に関する各種情報の提供を行う場合。

ロ. 他のサービス提供者等が、商品・サービス等の開発、本プログラムに関するサービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等を行う場合。

ハ. 他のサービス提供者等が、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等、販促目的で利用する場合。

2. 当社は、会員からの申し出があったときは、前項第3号に基づく個人情報の提供を中止する措置をとります。但し、前項第1号及び第2号に基づく提供については中止の申し出はできないものとします。

#### 第10条（権利の譲渡等）

会員は、サービスの利用権、その他本プログラムに関する権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

#### 第11条（問合せ先）

本プログラム及びサービスに関する問合せ先は次のとおりです。お問合せにあたっては、本プログラムの会員であることをお申出ください。

##### 【お問合せ先】

日産EVカスタマーセンター

TEL：0120-230-834（24時間、365日）

以上

# 日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプション会員規約

## 第1条（目的）

本規約は、日産自動車株式会社（以下「当社」という。）が、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「NFS」という。）によって提供される「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム」（以下「ライトプラン」という。）の会員を対象として、本規約に同意した上で会員登録を行い、当社が入会を認めた会員に対し、ライトプランに付帯して提供する「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム スタンダードオプション」に適用する各種条件を定めたものです。

## 第2条（定義）

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

- (1)「会員」とは本サービスについて、本規約第7条に規定の手続きを経て会員登録され、当社が入会を認めた者をいいます。
- (2)「EV」とは、Electric Vehicle の略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をいいます。
- (3)「本サービス」とは、会員が充電スポットにおいて、事前に当社に登録して頂いたEVの充電を行うことができる充電サービスをいいます。
- (4)「充電スポット」とは、当社が以下のWEBページにて指定する本サービスの提供場所をいいます。  
【<http://ev.nissan.co.jp/NETWORK/map.html>】
- (5)「充電器」とは、急速充電器及び普通充電器（ケーブル無しコンセント型、ケーブル付コンセント型の二種類があります）をいいます。
- (6)「充電コントローラー」とは、充電スポットに設置されたカード認証機器をいいます。
- (7)「充電サービスカード」とは、本サービスを利用するために必要な、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをいいます。
- (8)「日産カード」とは、会員がライトプランのサービスを付帯したNFSのクレジットカードをさします。

## 第3条（本サービス利用方法）

会員は、充電スポットに設置された充電コントローラーに、充電サービスカードに記録された電磁的情報を読み取らせて会員認証を受けたときに、本サービスの利用ができるものとします。

## 第4条（サービス利用期間）

本サービスの利用期間は、充電サービスカードを会員が受領した日（但し、会員が第7条第2項に規定の同時会員登録により本サービスの会員登録を行っていない場合は、同項に規定の本システム登録がなされた日）から、ライトプランの会員資格を喪失する日までとします。但し、本規約に基づき本サービスの会員資格を喪失した場合、本サービスは利用できなくなるものとします。

## 第5条（サービス利用上の注意）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約及び当社が配布又は WEB サイトに掲載する本サービスの利用に関するガイド（以下「本サービスガイド」という。）の内容を理解し、事前に書面にてもしくは電磁的方法により本規約及び本サービスガイドの内容に同意した上で、本規約及び本サービスガイドに従って本サービスの利用を開始するものとし、
  2. 「本サービスガイド」は随時更新され、会員は自己の責任においてその更新内容を確認するものとし、
  3. 本サービスを利用できる者は、次項による場合を除いて会員本人に限ります。
  4. 個人会員がその家族（2親等内の同居の家族に限る）に対して、充電サービスカードの利用を許可して貸与する場合、会員契約成立時に登録した車両に限って、本サービスを利用できるものとし、
  5. 会員が、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとし、また、会員は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、一時的に本サービスを利用できない場合があることを了承します。
  6. 本サービス利用中、会員等は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとし、
- 当社は、車両等の盗難等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとし、

#### 第6条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、以下のアドレスの WEB ページに本規約の変更内容を公開することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。  
【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/>（N-Link OWNERS サイト）
2. 当社は、必要に応じて、本サービスの利用条件等を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。この場合、会員は、支払済みの会費の返還、会費の減額等を要求することはできないものとし、あらかじめこれを承諾します。

#### 第7条（会員登録の申込み及び会員契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する個人（事業のために本サービスの会員となる個人を除く（以下「申込者」という。）は、当社所定の必要登録事項を、当社が指定する申込方法により会員登録の申込みを行うものとし、
2. 前項の申込みに対して当社において所定の審査を行い、当社が入会を認めた申込者に対して発行される充電サービスカードに、本サービスを利用するために必要な情報を電磁的に書き込むものとし、但し、ライトプランと本サービスの会員登録を同時に申し込み（以下「同時会員登録」という。）していない場合、新たに充電サービスカードは発行せず、ライトプランに基づき当社が貸与しているライトプランに基づく充電サービスカードにより本サービスを利用できるよう、当社がシステム上の登録（以下「本システム登録」という。）を行うものとし、当社において、充電サービスカードに申込者に関する情報が電磁的に書き込まれたとき（但し、本サービスへの会員登録申し込みが同時会員登録でない場合はシステム登録したとき）に、当社と申込者の間で会員契約が成立するものとし、
3. 申込者は、当社が NFS に対し、申込者がライトプランの会員資格を有することの確認を



求めること、及び当該確認に必要な範囲において当社と NFS との間で申込者に関する情報を相互に提供することに異議なく同意します。また、申込者は、同時会員登録を行った場合において、ライトプランの会員資格を得ることができなかった場合、本サービスへの申し込みは受理されない事を事前に承諾したものとします。

4. 本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合、理由の開示をすることなく、申し込みは受理されないことがあります。
5. 本サービスは、充電サービスカードが会員の手元に届いた時点から利用を開始することができます。但し、本サービスへの会員登録申し込みが同時会員登録でない場合は、本システム登録がなされた日から利用を開始できるものとします。
6. 前項にかかわらず、月会費は本条第 2 項の会員契約が成立した日より日割り計算にて発生するものとします。
7. 当社は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

#### 第 8 条（登録内容の変更）

1. 会員は、入会申込時に届出た、所有する EV の車両情報、会員の住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続を行うものとします。
2. 前項に伴って、当社が本サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が前項に定める登録内容の変更を怠り、又は虚偽の内容を登録したことが明らかとなった場合には、当社は充電サービスカードの利用停止、又は会員契約の解除ができるものとします。その場合、会員に損害が生じても、当社は賠償の責任を負わないものとします。

#### 第 9 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報（氏名、住所、車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、会員による本サービスの利用履歴を含み、以下「個人情報」という。）を本サービス提供の他、次の各号の目的で利用できるものとします。なお、会員ご本人からの申し出があった場合には、次の各号の目的のための個人情報の利用を停止いたします。
  - (1) 本サービス、その他当社又は当社の関連会社が取扱う商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールの送付等、当社の販促目的で利用する場合。
  - (2) 本サービス、その他当社又は当社の関連会社が取扱う商品、サービス等の開発、品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等する場合。
  - (3) その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を利用する場合。
2. 前項のほか、当社が本サービスの提供のために必要な業務を第三者（以下「委託先」という。）に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。
3. 当社は、前項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令並びにその他のガイドラインを遵守させるものとします。

#### 第 10 条（個人情報の第三者提供）

1. 会員は、当社が以下の各号の場合に会員の個人情報を第三者に提供することを承諾するものとします。
  - (1) NFS がライトプランに基づくサービス提供/運営の目的で利用するために、NFS に開示・提供する場合。
  - (2) 本サービスを提供するため、又は本サービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的で合同会社日本充電サービスに開示・提供する場合。
  - (3) 当社と販売特約店契約を締結している販売会社（以下「日産販売会社」という。）及び当社の関連会社が、会員に対して、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等販促目的で利用するために、当該日産販売会社又は関連会社に開示・提供する場合。
  - (4) その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を開示・提供する場合。
2. 前項の他、会員は、当社が個人情報を、個人を識別できないよう処理し、充電器利用状況分析、道路情報分析又は第三者への情報等の提供サービスを行う事を目的として当社が認めた第三者に提供することを承諾したものとします。

#### 第 11 条（会員情報の利用の同意）

会員は、前二条の定めに従い、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報を当社が利用し、又は第三者に提供し、当該第三者が会員の個人情報を利用することに同意します。但し、会員は、前条に基づく個人情報の第三者への提供（以下「第三者提供」という。）の停止を希望する場合、別途当社が指定する方法により、第三者提供を停止することができるものとします。

#### 第 12 条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解除することができるものとします。
  - (1) 本規約に違反したとき。
  - (2) 第 8 条第 2 項に該当したとき。
  - (3) ライトプランの会員資格を喪失したとき。
  - (4) 契約事務手数料、月会費、充電都度料金等、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
  - (5) 会員又は会員等が、充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。
  - (6) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき、又は会員が支払停止になったとき。
  - (7) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立て又は滞納処分を受けたとき。
  - (8) 暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが判明したとき。
2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員は期限の利益を喪失し、会員契約終了月にかかる月会費も含めて、当該時点で発生している月会費、及び充電都度料金、解約事務手数料等その他当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. 会員は、本条第 1 項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
4. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員に損失、損害、諸費用

が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

#### 第 13 条（会員契約の解約手続）

1. 会員は、本サービスからの退会を希望する場合、当社所定の退会届を当社に提出することにより、当該退会届を当社が受領した日（以下「退会日」という。）に、本サービスを退会することができるものとします。
2. 会員は、第 4 条で定める本サービス利用期間中に、前条に基づき会員契約が解除された場合又は前項に基づき本サービスを退会した場合、解約事務手数料（金 3,000 円、消費税別）を負担するものとし、当社の請求に従ってこれを当社に支払うものとします。
3. 会員が本サービスのために登録した E V を譲渡、買い替え、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には退会とならないものとし、会員は、本条第 1 項に基づき退会手続を行うものとします。
4. 会員は、退会日以降、本サービスの提供を受けることはできません。
5. 会員は、本条第 1 項に基づき本サービスから退会した場合、本条第 2 項に規定の解約事務手数料及び本サービス退会月に係る月会費を含む本サービス退会日までに発生している本サービスのかかる料金等の全額について、直ちに当社に対して支払うものとします。なお、退会日が属する月にかかる月会費は日割り計算されないものとします。

#### 第 14 条（充電サービスカードの取り扱い）

1. 当社は、会員に対して、本規約第 7 条第 2 項に基づき送付した充電サービスカードを貸与するものとします。
2. 会員は、当社から貸与を受けた充電サービスカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。
3. 会員は、本規約第 5 条 4 項による場合を除き、登録した本人のみが使用するものとし、その他の者に使用させてはならないものとします。
4. 充電サービスカードの紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、直ちにその旨を、当社が別途指定した方法により当社へ届け出るものとします。
5. 前項の場合かつ会員が本サービスの継続を希望する場合には、その紛失等が会員の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、充電サービスカードの再交付実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従ってこれを当社に支払うものとします。
6. 充電サービスカードが第三者に使用されたことに起因して、会員に何らかの損失、諸費用並びに損害が生じても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
7. 会員資格を喪失したときは、当社の指示する方法に従い、充電サービスカードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。但し、引続きライトプランの会員資格を有する場合は、この限りではないものとします。

#### 第 15 条（利用料金等）

1. 会員は、本規約第 7 条第 2 項により会員契約が成立したときは、当社が別途規定する契約事務手数料を支払うものとする。
2. 会員は、第 7 条第 2 項に基づき会員契約が成立した日以降、当社 WEB サイトに掲示する料金プラン表に基づき、毎月の会費、及び充電都度料金（別途当社が指定する有償の充電スポットに限る）を支払うものとします。
3. 前二項に基づく利用料金等及び本規約第 12 条第 2 項に基づく解約事務手数料の支払い

は、日産カードによる決済とします。なお、支払方法は1回払いのみとします。

#### 第16条（会員の自己責任）

1. 会員は、EVその他これらに付随して本サービス利用のために必要となる全ての備品を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の費用と責任において、本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、会員による本サービスの利用に起因して、又は関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに会員に通知するものとし、会員は、自己の責任と費用で、当該請求等を処理解決するものとします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
4. 会員は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、本規約における義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとし、これにより当社が被った損害の一切について賠償するものとします。また、会員は、会員が責を負うべき責任について当社が代位弁済した場合、その弁済額とあわせ弁護士費用を含む必要なる費用についても、当社に賠償するものとします。

#### 第17条（損害賠償）

1. 会員は、会員による本サービスの利用に関連して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本規約の約定に違反し、又は前条に定める行為により当社又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
3. 前項により、会員にいかなる損失、損害、諸費用が発生しても、また派生的損害及び逸失利益についても当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第18条（免責事項）

1. 当社は、次の各号の一に該当するときは、そのために生じた会員の損害について一切の責任を負いません。
  - (1) 充電器のメンテナンス、充電器、又はEVに起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき。
  - (2) 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。
  - (3) 通信手段の障害等により、充電サービスカードの利用が遅延又は不能になったとき。
  - (4) 充電スポットの事情により、本サービスの利用ができないとき。
  - (5) 会員情報の登録時の誤り、又は適切に会員情報の更新が行われていないなど、会員情報の不備により、当社から会員への充電カードの発送又は会員に対する連絡が遅延又は到達しなかったとき。
  - (6) その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき。
2. 当社の過失により、会員が損害を被った場合、当社は当該損害の発生までに会員により支払われた月会費（但し、当該会員が会員となってから12か月を経過しているときは、会員となってから12か月を経過した日の属する月までに会員により支払われた月会費）

の金額を限度として、損害賠償責任を負うものとします。但し、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員又は会員等の本サービスを利用する者が本規約又は本サービスガイドに規定の事項に従わない方法で本サービスを利用したときに発生した損害につき、何らの責を負わないものとします。

#### 第 19 条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

#### 第 20 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を当社と会員の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

#### 第 21 条（会員との連絡）

1. 当社は、当社から会員に対する連絡及び通知に関し、原則として、当社 WEB サイト上への掲示により行います。
2. 会員登録時の誤り、その後の変更につき更新が行われていないなど、会員情報の不備のために、当社からの会員への連絡又は通知が延着又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
3. 会員から当社への本利用規約及び本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に電話にて行うものとします。

#### 【問合せ先】

本プログラム及びサービスに関する問合せ先は次のとおりです。お問合せにあたっては、本プログラムの会員であることをお申出ください。

#### 【お問合せ先】

日産EVカスタマーセンター

TEL：0120-230-834（24時間、365日）

（附則）本規約は、2014年10月1日から効力を有します。

以上

## カーウイングス会員規約（日産ゼロ・エミッションサポートプログラム版）

本規約は、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）と、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「NFS」という。）の「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員（以下「会員」という。）との間の、日産自動車を提供する「カーウイングス」（以下「本サービス」という。）の利用に係る一切の關係に適用します。

### 第1条（本規約の範囲及び変更）

1. 本規約の他、日産自動車は別途定める本サービスに係る諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 日産自動車は定める手段を通じて会員に対し随時通知される本サービスに係る諸規定は、通知した時点をもって本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
3. 日産自動車は、1ヶ月前までに以下のアドレスのホームページに本規約の変更内容を公開することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。
4. 本規約と諸規定の内容が異なるときは、諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/>（N-Link OWNERS サイト）

### 第2条（本サービスの内容及び提供条件）

本サービスのサービス内容、サービス提供条件に関する諸規定は、別表に定めるものとします。なお、日産自動車は会員への事前通知なしに当該諸規定を変更することがあり、会員はこれを承諾します。

### 第3条（本サービスの利用）

本サービスの利用は、NFS が提供する日産ゼロ・エミッションサポートプログラムへの入会申込みを行い、かつ NFS により当該プログラムへの入会申込みが承諾され、「日産ゼロ・エミッションサポートプログラム会員規約」、以下のホームページに掲載された「日産ゼロ・エミッションファンド会員規約」及び本規約に承諾された方を対象とします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/OWNERS/RULES/ZEFUND/>

### 第4条（契約の単位）

1. 本サービスに係る会員契約は、日産ゼロ・エミッションサポートプログラムのサービス（以下「サポートプログラムサービス」という。）提供を受ける対象の電気自動車の車両単位で成立するものとします。なお、会員は本サービスの利用にあたり、車両1台につき契約者1名を登録しなければなりません。
2. 会員は以下のWEBページ（N-Link OWNERS サイト）にアクセスし、本サービス用のユーザーIDとパスワード、メールアドレスを登録します。なお、会員はユーザーIDやパスワード、メールアドレスの変更を行う場合は所定のWEBページにアクセスし、変更するものとします。

【URL】 <http://n-link.nissan.co.jp/>（N-Link OWNERS サイト）

### 第5条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

#### 第6条（本サービス用ユーザーID等の管理責任）

会員は本サービス用ユーザーID及びパスワード、メールアドレスの管理について責任を持ち、使用上の過誤、第三者による不正使用等理由を問わず、自己の当該ユーザーID等の使用による本サービスの利用にかかわる一切の責務（本サービスの料金の支払を含む。）を負い、日産自動車に損害を与えることのないものとします。

#### 第7条（会員都合によるサービス利用の一時中断）

日産自動車は、本規約に基づき登録した車両の修理、盗難、買い替えなどの理由を問わず、会員からの本サービス利用の一時中断の請求及びそれに伴う会員費用の減額等の請求は受けません。

#### 第8条（サービス内容の変更・廃止）

日産自動車は、会員への事前通知なくして本サービスの全部又は特定のサービス内容を変更もしくは廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

#### 第9条（サービス提供の一時的な中止）

日産自動車は以下に該当する場合には、何らの責任を負うことなく、会員への事前通知なくして一時的に本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守・工事を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、通信の輻湊による車載通信モジュールの利用制限等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上又は技術上、本サービスの一時的な中止が必要であると日産自動車が判断した場合

#### 第10条（本サービスの提供エリア等）

本サービスの提供エリアは、日産自動車が指定する通信事業者及び全地球測位システム（GPS）が実際に利用可能な日本国内のエリアとします。但し、当該エリア内であっても、電波の伝わりにくいところでは、サービスが受けられないことがあります。

#### 第11条（本サービスの対応言語）

本サービスの提供は、日本語のみの対応となります。

#### 第12条（損害賠償）

1. 会員が本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用負担をもって解決し、日産自動車はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償を行う義務はないものとします。
2. 会員が本規約に反した行為、又は不正もしくは違法な行為によって日産自動車に損害を与えた場合、日産自動車は会員に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものと

します。

#### 第 13 条（私的利用の範囲外の利用禁止）

1. 本サービスを通じて提供される情報に関する著作権その他知的財産権は、別段の定めがない限り、日産自動車に帰属するものとします。
2. 会員は、日産自動車及び当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当該第三者が承認した場合を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができません。
3. 会員は、第三者をして本サービスを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用させることができません。

#### 第 14 条（営業活動の禁止）

会員は、日産自動車が承認した場合を除き、本サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行うことができません。

#### 第 15 条（電子メール）

会員は、電子メールを日産自動車との通信手段として使用するものとします。

#### 第 16 条（会員情報の利用）

1. 日産自動車は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報（氏名、住所、車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」という。NFS を通して知りえたものも含む。）を本サービス提供の他、次の各号の目的で利用できるものとします。なお、会員ご本人からの申し出があった場合には、次の各号の目的のための個人情報の利用を停止いたします。
  - (1) 本サービス及び自動車その他に関する、日産自動車又は日産自動車の関連会社等が取り扱う商品・サービス等、あるいはイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールの送付等、日産自動車の販促目的で利用する場合
  - (2) 本サービス、自動車その他の日産自動車及び日産自動車の関連会社を取り扱う商品、サービス等の開発、品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等する場合
  - (3) その他、個別に会員の同意を得たうえで個人情報を利用する場合
2. 前項のほか、日産自動車が本サービスの提供のために必要な業務を第三者（以下「委託先」という。）に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。
3. 日産自動車は、前項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令並びにその他のガイドラインを遵守させるものとします。

#### 第 17 条（個人情報の第三者提供）

会員は、日産自動車が以下の各号の場合に会員の個人情報を第三者に提供することを承諾するものとします。

- (1) 日産自動車と販売特約店契約を締結している販売会社（以下「日産販売会社」とい



う。)及び日産自動車の関連会社等(NFS及び日産ゼロ・エミッションファンドを含む。)が、会員に対して、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等販促目的で利用するために、当該日産販売会社又は関連会社に開示・提供する場合

(2) その他、個別に会員の同意を得たうえで個人情報を開示・提供する場合

#### 第18条(会員情報の利用の同意)

会員は、前二条の定めに従い、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報を日産自動車が利用し、又は第三者に提供し、当該第三者が会員の個人情報を利用することに同意します。ただし、会員は、前二条に基づく個人情報の第三者への提供(以下「第三者提供」という。)の停止を希望する場合、別途日産自動車が指定する方法により、第三者提供を停止することができるものとします。

#### 第19条(走行情報等の取得、提供)

1. 会員は、本サービスを利用した場合、会員の車載キットに入力された目的地等の入力情報並びに登録車両や本サービス使用状況の他、位置、走行距離、電池残量及びバッテリーの利用状況等の走行情報(以下総称して「走行情報等」という。)が、自動的に日産自動車に送信され、日産自動車が当該走行情報等を取得することを承諾するものとします。なお、日産自動車は取得した走行情報等を、個人情報に準ずる扱いをするものとし、本サービスの提供、日産自動車の商品及びサービスの開発・提供等を目的として利用できるものとします。
2. 会員は、日産自動車から別途配布されるマニュアルに記載の設定(以下「停止設定」という。)を行うことにより、日産自動車への走行情報等の一部情報の自動送信を停止することができるものとします。なお、会員は、停止設定を行った場合、当該停止設定を解除しない限り、本サービスの一部が使用できなくなる事を承諾するものとします。
3. 会員は、日産自動車がNFSに対し、次の目的で走行情報等を提供することを承諾するものとします。
  - (1) NFSが会員に対し、電気自動車に関する各種情報の提供を行う場合。
  - (2) NFSが商品・サービス等の開発、サポートプログラムサービスの品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート調査の実施又は個人情報の集計・分析等を行う場合。
4. 会員は、本サービスの対象となる車両に関し、走行情報等を利用した自動車保険に加入した場合、加入した保険会社において、当該自動車保険の保険料算出及び保険サービスの提供等を目的として利用するために、日産自動車が当該保険会社に対し、走行情報等を開示・提供することを承諾するものとします。
5. 会員は、前二項に定めるほか、日産自動車が会員個人を識別できないように統計処理された走行情報等を、道路状況分析又は第三者への情報等の提供サービスを行う事を目的として日産自動車が認めた第三者に提供することを承諾するものとします。

#### 第20条(発信者情報の開示等)

1. 会員は、別途日産自動車が指定する方法により、自己の個人情報の開示・訂正等を行うことができるものとします。
2. 日産自動車は、法令に従い、又は法令に基づき会員の個人情報及び走行情報の開示が求

められたとき、会員の個人情報を開示することがあり、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。また、WEB ページ等で会員が登録した情報を、会員へ通知することなく削除することがあります。

#### 第 21 条（会員資格の取消）

会員が次の各号に該当する場合、日産自動車は会員に何ら事前の通知又は催告することなく、会員資格を一時停止又は取消することができるものとします。

- (1) 日産ゼロ・エミッションサポートプログラムの会員資格が取消された場合
- (2) 過去に会員資格を取消されていることが判明した場合
- (3) 入会手続き時又は変更手続き時の会員からの申告内容に事実と異なるものがあることが判明した場合
- (4) 申込者が未成年者等であって、本サービスの申込又は継続にあたり、法定代理人等の同意を得ていない場合
- (5) 正当な目的なしに日産自動車へ通信を行い、本サービスの提供のための設備や人員を不当に占有する等本サービスの運営を妨害した場合
- (6) 本規約のいずれかに違反した場合
- (7) 法令又は公序良俗に違反する行為を行った場合
- (8) その他日産自動車が会員として不相当と判断した場合

#### 第 22 条（退会）

会員は、日産ゼロ・エミッションサポートプログラムから退会した場合、自動的に本サービスからの退会となるものとします。但し、N-Link OWNERS サイトに関する一部の契約関係は本サービス退会後も継続するものとし、詳細は N-Link OWNERS 規約の定めによるものとします。

#### 第 23 条（車載キットの変更）

会員は、車載キットを変更し、又は車載キットを保有しなくなったときは、自己の責任と負担において、車載キットに入力された個人情報を日産自動車所定の手続きにより消去するものとします。会員が所定の手続きを行わなかったことにより、車載キットに入力された個人情報が第三者に漏洩した場合であっても、日産自動車は一切責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（禁止行為）

会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。該当する行為が行われていると日産自動車が判断した場合は、直ちに本サービスの提供を中止できるものとします。

- (1) 本サービスで提供された情報を営利目的で再利用する行為
- (2) 私的利用の範囲を超えて会員以外の第三者に本サービスを利用させる行為
- (3) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (4) 正当な目的なしに日産自動車へ通信を行い、本サービスの提供のための設備や人員を不当に占有する行為
- (5) その他本サービスの運営を妨げる行為

## 第 25 条（免責事項）

1. 日産自動車は本サービスの内容（本サービスを通じて提供される情報を含む）に関し、その最新性及び最適性の保持に最大限の努力をしますが、その内容を保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に関する会員間又は会員と第三者との間のトラブルに対して、日産自動車は一切の責任を負わないものとします。
3. 日産自動車は、次の各号の場合には会員が本サービスの全部又は一部を受けられなかったことにつき一切責任を負わないものとします。
  - (1) 会員による登録メールアドレスの変更がなされなかったことに起因する場合
  - (2) 登録車両において携帯電話による通信設定がなされる等、日産自動車が指定しない組み合わせにより機器等（車載通信モジュール、携帯電話）が使用された場合
  - (3) 通信障害等の通信不良、通信事業者の責めに帰すべき事由又は通信事業者による通信サービスの停止による場合

## 第 26 条（合意管轄裁判所）

会員と日産自動車の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と日産自動車の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

この規約は、平成 24 年 11 月 20 日から効力を有します。

《別表》

### 1. 本サービスの内容

- 最速ルート探索
- オペレータサービス
- 情報チャンネル
- リモート機能設定（充電/エアコン）
- 充電施設情報自動更新
- WEB による各種情報の提供
- 日産ゼロ・エミッションファンド

など

※上記サービス内容は予告なく変更・中止になる場合があります。

※提供するサービスは対応の車載通信モジュールの種類により異なる場合があります。

※パソコン又は携帯電話の機種により一部ご利用できないサービスもあります。

※上記以外の新たなサービスが追加されることがあります。

### 2. 本サービスの提供時間

24 時間・年中無休

但し本規約に規定するサービス提供の一時的な中止に該当する場合を除きます。

以上